

広島県告示第八百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和六年十月八日までの間、縦覧に供する。

令和六年九月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町戸谷字中之河内二二六番一 地先から 山県郡北広島町戸谷字中之河内二一六四番一 地先まで	一五・〇〇 四四・〇〇	九・七〇 五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	九五・〇〇	九五・〇〇			
	拡幅 一般国道四 三四号と重 複				

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町戸谷字中之河内二二六番一 地先から 山県郡北広島町戸谷字中之河内二一六四番一 地先まで	一五・〇〇 四四・〇〇	九・七〇 五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	九五・〇〇	九五・〇〇			
	拡幅 一般国道四 三三号と重 複				